

藤沢市

緊急通報システムを 利用しませんか？



緊急通報システムとは

固定の電話回線を利用した緊急通報装置等を貸与し、緊急時や日頃の相談の際に装置のボタンを押すことによって、コールセンターに通報が入るシステムです。また、居間や寝室等の生活動線上に人感センサーを設置し、異常がある際に自動でコールセンターに通報が入るシステムも導入しています。さらに、常時コールセンターが健康面の相談等も承っています。

対象者

- ①本市において在宅生活をする原則65歳以上の方で、慢性疾患等により日常生活上注意を要するひとり暮らしの方。
 - ②本市において在宅生活をする原則65歳以上の方で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する原則65歳以上の方のみで構成されている世帯に属する方。
 - ③同居者の就労等により1、2に準ずるものと認められる方。
- ※同居又は近隣に居住する親族が緊急時に適切な対応ができる状況にある方は除きます。



利用条件

緊急通報装置(固定型)を利用の場合、固定電話回線を利用するため、固定電話回線への加入が必要となります。
緊急通報装置(携帯型)を利用の場合、通話可能な携帯電話をご自身で所有している必要があります。

ご自宅に設置する機器



緊急通報装置本体

具合が悪くなったときは緊急ボタンを、聞きたいことがあるときには相談ボタンを押すと、コールセンターにつながります。固定型と携帯型の2種類からどちらかを選択してください。
※コンセントは抜かないでください。



ペンダント型送信機

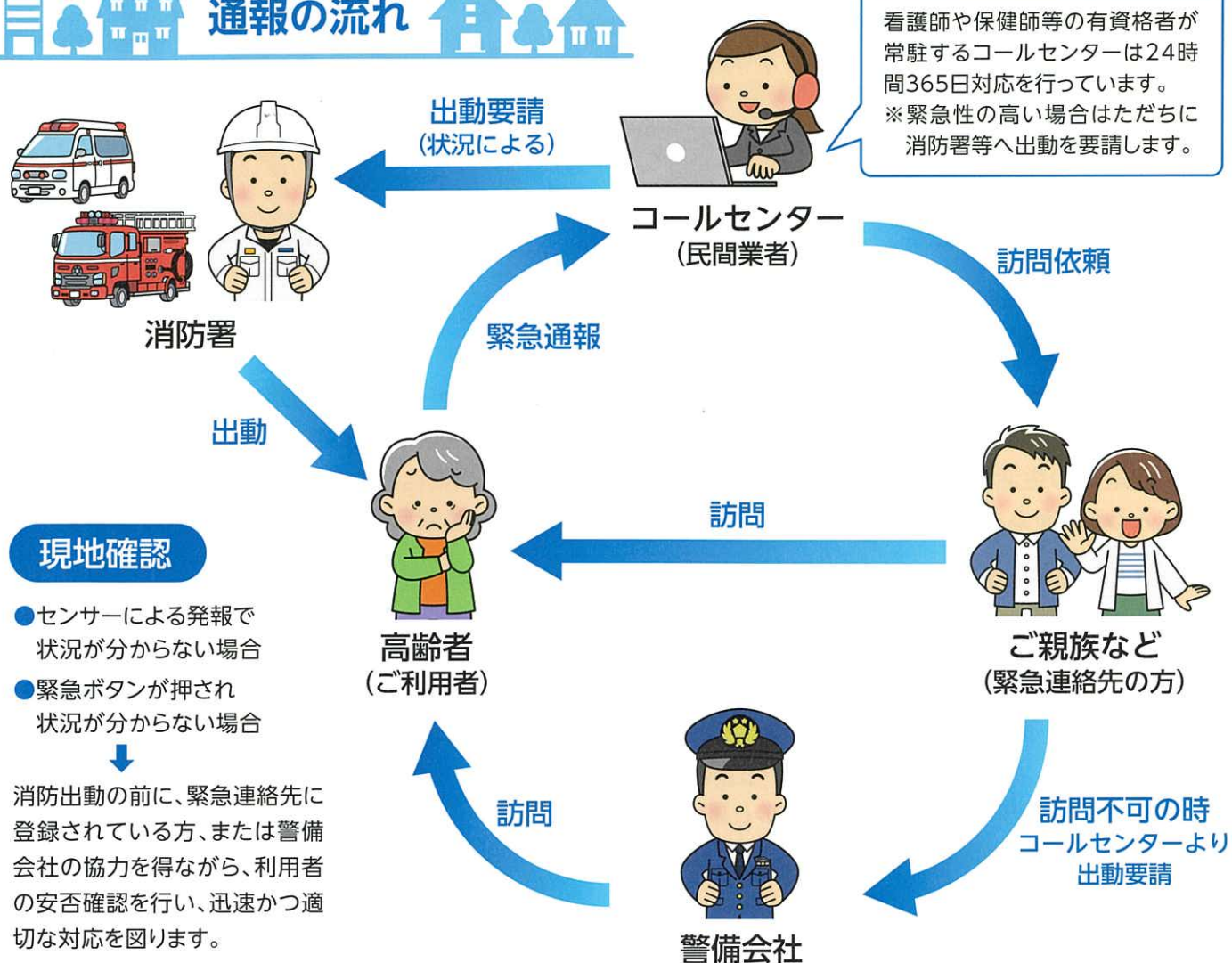
持ち運びできる防水の緊急通報のボタンです。青いボタンを押すと、コールセンターに通報が入ります。
※ペンダントには通話機能はありません。



人感センサー

体の熱を感知するセンサーで、外出在宅の自動判定ができます。寝室、居間、玄関などに設置します。朝、一定時間動きがない場合に自動的にコールセンターへ通報が入り、状況を確認します。
※3日以上家を空けるときは相談ボタンにてご連絡ください。

通報の流れ



費用について

- ①固定型を利用の場合、月額250円。携帯型を利用の場合、月額1,000円。サービスの利用開始に伴う設置および保守等に係る費用は市が負担します。それ以外の費用については、自己負担となります。
- ②設置に伴う費用は、原則かかりません(工事の内容によっては自己負担が発生する場合があります)。
- ③自己の都合により装置を移設する際は、費用が発生することがあります。誤作動を防ぐため移設の際は事前に必ずご連絡ください。
- ④自己の都合により機器紛失・損傷した場合は修理費用等が発生します。

**緊急通報システムは、みなさまの援助や救命を約束するものではありません。
次に記載されている行為等是对応いたしかねます。**

- ①診察、治療など、医療行為。
- ②薬の服用についての指示。
- ③当システムには、看護師として療養上の情報提供や相談に応ずることが含まれますが、次の業務は含まれません。
 - 1) 診察、治療、薬の処方などの医業
 - 2) その他、医師法、医療法、保健師助産師看護師法等関連法規に抵触する業務
- ④盗難等の事故または利用者の身体に対する危害を警戒し防止することを目的とする行為。
- ⑤警備業法第2条1項1号および同条項第4号に規定される行為。

申請・問い合わせ先

在宅福祉サービスセンター
高齢者支援課

TEL 0466-50-3524

TEL 0466-50-3571